

はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル3階
TEL03-5395-2631 FAX03-5395-2831

障害者施策と介護保険制度の見直しが進行中

介護保険や障害者施策の「支援費」を利用した通院介助サービスが要介護透析患者に普及していますが、この二つの制度を含めた社会保障制度全体の抜本的見直しが進められています。

まず、2月8日に施行後初の見直しとなる「介護保険法改正案」が、2月10日には支援費や更生・育成医療などを含む新しい障害保健福祉施策として「障害者自立支援法案」が、第162回通常国会に提出されました。

介護保険の見直しによる 通院介助サービスの行方

今回の「改正案」の主な内容は、①新予防給付・地域支援事業の創設、②介護保険3施設等の居住費・食費の自己負担導入、③地域密着型サービス・地域包括支援センターの創設、④第1号保険料設定方法の見直し(年金からの保険料天引き対象を障害年金に拡大)、などとなっています。介護保険の対象を障害者に拡大することについては、「09年度を目途に所要の措置を講じる」と明記され、今回は見送られることになりました。

創設される「新予防給付」については、従来の「要支援」「要介護1」の一部の人が「要支援1、2」(仮称)へ移行されることになります。「要支援1、2」の新予防給付対象者は、家事援助の利用が制限されることがすでに予定されており、通院時の介助サービス(「身体介護」や「乗降介助」)についても、特に介護状態が軽い場合の利用制限が懸念されています。介護状態によるサービス内容の制限等については、「改正案」が成立した後、施行令などの政省令を策定時に審議されることになっています。

障害者自立支援法案による 通院介助サービスの行方

障害者自立支援法案の策定まで、介護保険との統合が大きな論点となり、障害者施策に对应負担から定率負担を導入することの是非や社会参加の理念における介護保険との相違点などをめぐって議論が繰り広げられました。介護保険との統合については今後の検討課題とされましたが、今回の法案の基本的な柱をみると、①障害の種別(身体、知的、精神障害)に関わらず障害者の自立支援を目的としてサービスを共通の制度により提供する仕組みの創設、②サービス提供主体を市町村へ一元化、③利用したサービス量や所得に応じた利用者負担(一割)の導入等となっており、介護保険制度の普遍化に近づいた内容といえます。

新法案では、支援費のヘルパーによる通院介護サービス(「身体介護」や「乗降介助」)の変更は基本的になく、「障害者介護給付」の「訪問介護」(仮称)として位置づけられる予定になっています。一方、ガイドヘルプサービスなどの移動支援サービスについては、柔軟性のある支援を行なうため「地域生活支援事業」として市町村の基本事業へ移行するとしています。また、リスト付き福祉バス事業についても引き続き「地域生活支援事業」に位置づけられる

予定です。

いずれにせよ、支援費の通院介護サービスを利用している人は、今後、同じサービスを利用しようとすれば介護保険と同様一割負担(但し、低所得者など負担上限設定あり)となり、特に低所得者層の障害者にとっては大きな負担

増になります。

タクシーと比較し利用者の費用負担の少ないボランティア移送の需要は、今後ますます高まっていくものと思われます。

福祉有償運送「運営協議会」をめぐる各地の動き

セダン特区に 5 自治体が申請

第 7 次構造改革特区に、東京都練馬区や西東京市のほか、新潟県上越市、栃木県今市市、千葉県流山市の計 5 自治体が「セダン特区」申

請をしました。早ければ 3 月に認定される見通しです。

「運営協議会」設置に参画する患者会・送迎団体が続いています

－ 福岡県小郡市の「地域腎友会」、東京都板橋区の「さくらの会」－

小郡市で県内初の福祉有償運送運営協議会が 2 月 1 日に開かれました。小郡市腎友会の会長が構成メンバーとして参加し、利用者の立場を代表し福祉有償運送サービスにタクシー利用券を使えるよう働きかけ承認されました。

協議会の設置にあたっては、市腎友会が関

係者と協働しながら準備会をたちあげ実現しました。運輸局から申請が下りれば今年度中にもサービスが開始されるということです。

板橋でも、「さくらの会」が中心となって運営協議会設置を働きかけ、3 月開催に向け準備が進められています。

県の主導による「運営協議会」設置がすすむ神奈川

神奈川県では、県腎友会が移送団体や医療福祉関係者とともに移送問題に取り組み、県の主導により横浜市、川崎市、大和市の 3 市と 6 ブロックの計 9 ブロックにわけ、ブロックごとの運営協議会の設置化が進められています。昨年末には神奈川県全域でセダン特区が認められ、同月、横浜市で運営協議会が設置されました。1 月 20 日には、福祉有償移動サービスについて横浜市行政担当者からの説明会があり、国

交省のガイドラインの概要説明、及びそれに対する市の福祉有償運営指針の説明がされ、300 団体ほどの参加がありました。横浜市の基準は、国交省と大きな違いはないものの、損害賠償措置において、使用車両全てについて対人は無制限、対物は 1,000 万円以上の保険加入を義務付ける内容(国:対人 8,000 万円以上/対物 200 万円以上)となっています。

タクシー業界から安全性の担保の注文(練馬区)

12月20日行なわれた練馬区の運営協議会では、冒頭、タクシー業界から安全性の担保を主張する意見が出されるなど、各地の運営協議会と同様の展開となりました。協議会会長の秋山哲男・都立大学大学院教授が「移動困難者が数多くいてタクシーだけの供給力ではまかな

いきれない現状があるとき、NPOなどの移送を入り口で排除するのは社会的にマイナス。制度は完全でないが、走りながら考えることも大事だ」と述べNPOに門戸を開くよう主張しました。また、タクシー業界委員から経理内容等の透明化などの条件が課されました。

千葉県大網白里町と長野県の動き

千葉県内では初の運営協議会が12月21日、大網白里町で開かれました。社会福祉協議会が行なっている福祉車両2台による福祉有償運送について協議され承認されました。

長野県は、2月2日、2005年度中に県内を地方事務所10箇所ごとに運営協議会を設置する

方針を決めました。4月中旬に設置要綱を制定し6月中旬に立ち上げ、10月と来年2月に運営協議会を開催することとしています。制度が定着する2年目から順次、市町村に運営協の主宰を移行させていく方針です。

お知らせ

「第17回移送サービス協議会」のご案内

東京ボランティア・市民活動センターと東京ハンディキャブ連絡会の主催による「第17回移送サービス協議会」が3月5～6日の二日間にわたり、東京・飯田橋において開催されます。ガイ

ドラインについての行政説明や鼎談、移送サービス基礎講座等、盛りだくさんの内容となっています。お申込み、お問合せ先など詳細については同封の案内(申込書付)をご参照ください。

「ガイドラインによる有償運送について」アンケートご協力をお願い

ボランティア送迎39団体には、現状の会費制による「無償運送」を続ける予定の団体もあれば、行政からの助成金見直しから将来的に「有償運送」を考えている団体、また、すでに「ふれあい大津」のように道路運送法第43条の許可を受け、一般のタクシー事業者が受けているいわゆる「営業免許」の条件整備の下、安定した事業形態を選択した団体なども出てきています。

介護報酬等による移送サービスを行っている訪問介護事業所などは、2006年4月以

降ガイドラインに沿った事業展開が必要です。80条許可の事業展開を選択する介護事業所は「運営協議会」から承認を受ける必要がありますが、その「協議会」設置の動きのない地域がまだ多数です。

今回、各団体が置かれている地域性の違いや団体が抱えている課題について、別紙アンケートを行い、今後の具体的なサポートを検討していきたいと思っています。どうぞご協力くださいますようお願いいたします。(締切:3月25日)

「今期の活動状況」提出をお願い

9月からボランティア通信を再開し、ボランティア送迎団体のみなさんに、改めて定期的な活動状況報告書のお願いをさせていただいています。まだご連絡のない団体もあることから、今回、改めて活動状況報告書(ブランク用紙)と集

計表を添えることにしました。定期的な活動報告へご協力くださいますようお願いいたします。なお、休止中の団体についてもその旨をご記入の上ご報告ください。